

2026年1月15日

大仙市議会

議長 後藤 健 様

秋田県労働組合総連合 議長 高野 智子

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 暮らしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 奥井 明子

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 暮らしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書 の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

貴職におかれましては、日頃から、国民・住民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上のためご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、食品など生活必需品の値上がりが続き、秋田県民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、2025年春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。

2025年の改定によって、加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。2025年の改定は、最高の東京で時給1,226円、秋田県では1,031円、最も低い県では1,023円に過ぎず、月150時間勤務で15.3万～18.3万円（税込み）であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできません。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況、冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府も「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」等すすめています。多くの地方最賃審議会答申・付帯決議に示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備を

さらに強力にすすめることが求められています。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

また、2025年の改定では、発効日をこれまでの10月から遅らせる地方が増え、その差は最大6カ月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。全ての地方で発効後は、地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間は212円から275円に63円に拡大します。秋田県では、10月からの一年間でみると目安額を大幅に下回ることとなります。発効日の先送りは、低い金額を長く据え置き生活改善を遅らせるとともに、他の地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることになりました。最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、発効日を法定通りの最短にすることは喫緊の課題となっています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上の趣旨から、貴議会におかれましては、国に対して下記内容につきまして意見書を提出してくださるよう陳情します。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、ただちに最低賃金を大幅に引き上げ、時間額1500円を早期に達成すること。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
3. 政府は、賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
4. 政府は、地方最低賃金審議会に発効日を最短とするよう要請すること



【意見書案】

「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める」

意見書（案）

食品など生活必需品の値上がりが続き、国民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、2025年春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。

2025年の改定によって、加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。2025年の改定は、最高の東京で時給1,226円、秋田県では1,031円、最も低い県では1,023円に過ぎず、月150時間勤務で15.3万～18.3万円（税込み）であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできません。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況、冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府も「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」等すすめています。多くの地方最賃審議会答申・付帯決議に示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備をさらに強力にすすめることが求められています。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

また、2025年の改定では、発効日をこれまでの10月から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。全ての地方で発効後は、地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間は212円から275円に63円に拡大します。秋田県では、10月からの一年間でみると目安額を大幅に下回ることとなります。発効日の先送りは、低い金額を長く据え置き生活改善を遅らせるとともに、他の地方との間がかつてないほどの格差を労働者に強いることになりました。最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営をおこない、発効日を法定通りの最短にすることは喫緊の課題となっています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、ただちに最低賃金を大幅に引き上げ、時間額 1500 円を早期に達成すること。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
3. 政府は、賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
4. 政府は、地方最低賃金審議会に発効日を最短とするよう要請すること

以 上

意見書送付先

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会 宛